

### 資料3－2024春季生活闘争に関わる公務員連絡会の声明

## 声 明

1. 公務員連絡会は、19日に人事院総裁と、そして本日国家公務員制度担当大臣と、それぞれ交渉を持ち、2024年春季要求に対する回答を引き出した。
2. 2024春季生活闘争において、連合各構成組織・各組合は、連合の「賃上げ分3%以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%以上の賃上げ」を目安とする方針のもと、従来を大幅に上回る要求をもって労使交渉に臨んだ。  
3月15日時点の連合の集計では、平均賃金方式の771組合の加重平均は16,469円・5.28%となり、1991年(5.66%)以来33年ぶりに5%を超えた。賃上げ分が明確にわかる654組合の賃上げ分は11,507円・3.70%となり、集計を開始した2015闘争以降最も高くなっている。また、771組合のうち、300人未満の中小組合358組合の加重平均は11,912円・4.42%、うち賃上げ分が明確にわかる268組合の賃上げ分は8,388円・2.98%となった。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給71.10円・月給15,422円と、昨年同時期を大幅に上回っている。
3. このような中、公務員連絡会は連合に結集し、「全職員に対する賃金の積極的引上げ」を始め、公務・公共部門で働くすべての労働者の待遇改善をめざし、2024春季生活闘争を闘ってきた。2月20日の要求書提出以降、3月4、5日の幹事クラス交渉、12、13日の書記長クラス交渉を精力的に積み上げてきたところである。また、3月12日には、全国からの参加者を得て、中央行動を実施してきている。交渉過程において、公務員連絡会は、賃金引上げのほか、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の検討状況、非常勤職員の処遇改善、超過勤務の縮減と要員の確保等の課題を中心に、現段階の考え方を質してきた。
4. 委員長クラス交渉委員による最終交渉で、人事院総裁からは、①労働基本権制約の代償措置としての勧告制度の意義や役割を踏まえ、情勢適応の原則に基づき、必要な勧告を行う、②「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」について、措置内容の具体化に向け、引き続き職員団体の皆さんの御意見も伺う、③超過勤務の縮減について、他律部署と特例業務の範囲が必要最小限のものとなるよう指導を行う、④非常勤職員の給与について、常勤職員の給与とのバランスをより確保するとともに、任用、勤務条件等について、適切な処遇等を確保するよう取り組む、⑤再任用職員の給与について、多様な人事配置を可能とし、その活躍を支援するため、支給される手当の範囲について拡大することを検討する、等の回答があった。  
また、国家公務員制度担当大臣からは、①職員がやりがいをもって、その意欲と能力を最大限に発揮し活躍できるよう取組を進める、②令和6年度の給与については、人事院勧告を踏まえ、国政全般の観点から検討を行い、方針を決定する、③非

常勤職員については、引き続き、適正な処遇が確保されるよう、関係機関とも連携して、必要な取組を進める、④今後とも職員団体とは誠意を持った話し合いによる一層の意思疎通に努める、等との回答があった。

5. これらの回答はいずれも、春季における課題認識を共有するとともに公務員連絡会の意見を聞きながら検討を進めていく姿勢を確認したものの、要求に対して明確には応えておらず、決して十分とは言えない内容である。しかし、人事院勧告を基本とする賃金・労働条件決定制度のもとで、交渉過程において、各課題の現段階における関係当局の考え方や進捗状況を明らかにさせることができたことを踏まえ、春の段階における交渉の到達点と受け止める。今後、人事院勧告期に向け闘争態勢を堅持・強化していく。

6. 引き続き物価高騰のもと、組合員の不満感が増している中、2024年度賃金については、好調な民間春闘の妥結状況を踏まえつつ、全職員の生活改善に向けた給与勧告の実現をめざす。「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」については、本年の勧告において、具体的な措置内容が示されることを踏まえ、交渉・協議を強化する。

臨時・非常勤職員については、この間の要求により、月例給の遡及改定等の改善が図られてきているが、さらなる処遇改善と雇用安定を求め取組を強化する。

パンデミックが一定の落ち着きを見せる一方で、本年も年初から能登半島地震が発災するなど、公務・公共サービス従事者に発揮すべき役割がますます増大していること等を踏まえ、中央・地方ともに、必要な人員の配置を求める。

長時間労働の是正については、改めて、政府、人事院の果たすべき役割を追求するとともに、労使間での協議を強化し、実質的な改善を図る。

議論の「中間とりまとめ」が公表される予定の人事行政諮問会議については、引き続き、その動向を注視する。

7. 公務員連絡会は、国民の安心・安全の確保に向け、公務・公共サービス従事者として十分な役割と責任を果たしていく。また今後の、中小・地域民間労組、独立行政法人等関係組合の交渉強化に連帯し、すべての労働者の賃金引上げを実現するため、連合、公務労協に結集し、全力をあげる。

2024年3月22日  
公務員労働組合連絡会